

指定介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）サービス運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人養寿会が開設する特別養護老人ホーム白鶴荘（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、介護予防対象者等の心身の状態を的確に把握し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他全般にわたる援助を行い、自立支援の観点に立った効果的且つ効率的なサービス体制と目標指向型の自立支援に向けたサービス提供を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、他職種協同で総合的なサービス提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム 白鶴荘
- 2 所在地 岐阜県養老郡養老町柏尾463番地1

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（施設長） 1人（兼務 1人）
常勤にて専ら施設の職務に従事し、従業者の管理・業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また従業者に必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 2人（嘱託 2人）
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導に関すること。
- 三 生活相談員 2人（常勤職員 2人）
特別養護老人ホーム白鶴荘と兼務し、利用者の生活指導、相談及び介護予防ケアプランに基づく介護予防短期入所生活介護計画作成等に関すること。
- 四 介護職員 42人（常勤職員 36人・非常勤職員 6人）
利用者の介護予防ケアプランに基づき、介護・処遇を実施する。

- 五 看護職員 5人（常勤職員 5人）
利用者の保健衛生並びに看護業務に関すること。
- 六 管理栄養士 1人（常勤職員 1人）
食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等給食業務に関すること。
- 七 機能訓練指導員 1人（常勤職員 1人）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練に関すること。
- 八 介護支援専門員 2人（常勤職員 2人）
施設サービス計画及び短期入所生活介護計画の作成・管理に関すること。
- 九 介助員兼運転手 1人（常勤職員 1人）
利用者の短期入所生活計画に基づき、運転・介助・処遇を実施する。
- 十 事務職員 5人（常勤職員 4人・非常勤職員 1人）
必要な事務に関すること。
- 十一 調理員 10人（委託職員 10人）
給食業務を行う。
事業者と委託契約を交わした事業者が実施する。

第3章 利用定員

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、20人とする。

（定員の順守）

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、利用定員を超えて入所させないものとする。

第4章 事業の取扱方針・内容及び利用料その他の費用の額

（事業の取扱方針）

第7条 事業の提供に当たっては、自立支援に向けた目標指向型のサービス提供に資するよう、認知症の理解・状況等利用者の心身の状況等を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。

2 事業提供に相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護予防ケアプランに基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう考慮して行うものとする。

3 事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供の方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4 事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとする。

5 事業の提供に当たっては、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 6 事業の提供に当たっては、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 事業の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(事業の開始及び終了)

第9条 事業所は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用者及び家族の状況・状態に応じ事業の提供が困難と認めた場合は、他の事業所の紹介など、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、自立支援に向けた目標指向型のサービス提供を旨とし、介護予防ケアプランにより、利用者の心身の状況、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、事業を提供するものとする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図るものとする。
- 4 事業の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保険・医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第10条 管理者は、担当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、介護予防ケアプランの内容に沿って、事業提供の開始前から終了後に至る迄の利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、その他の指定介護予防短期入所生活介護従業者と協議の上サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 介護予防短期入所生活介護計画は、介護予防ケアプランの内容等に沿って作成するものとする。
- 3 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 4 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入

所生活介護計画を利用者に交付するものとする。

(事業の内容)

第11条 事業の内容は、介護予防ケアプランの内容に沿って次のとおりとする。

一 生活相談（相談援助等）に関すること。

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

二 機能訓練（日常生活機能の改善・維持）に関すること。

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行うものとする。

三 介護（移動や排泄・入浴の介助・見守り等のサービス）に関すること。

介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

② 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、または清式を行うものとする。

③ 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

④ 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。

⑤ 事業所は、前項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

⑥ 事業所は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。

⑦ 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外のものによる介護を受けさせないものとする。

四 食事の提供に関すること。

事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

② 事業所は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

五 健康状態の確認に関すること。

事業所の医師及び看護職員は常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。

② 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

- 六 送迎に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、事業に必要なサービス。

(利用料等の受領)

第12条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とするものとする。ただし、居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とする。なお、利用料金は別紙のとおりとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない事業を提供した場合は、次の各号に掲げる費用を徴収するものとする。

一 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う、事業利用者に送迎サービスを行った場合に、自動車を使用した場合の送迎費は、次の額を請求するものとする。

① 事業所から、1キロメートルあたり30円を乗じたものとする。

二 食費は食材料費と調理費相当分で食事提供に伴い必要となる費用。

三 理美容代

四 その他必要な費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書でサービスの内容、費用について説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

第5章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第13条 通常の送迎の実施地域は、養老郡養老町、大垣市、海津市とする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用者に当たっての留意事項及び禁止行為)

第14条 利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

一 宗教や信条の相違などでの他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 喧嘩・口論・泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第7章 緊急時等における対応方法及び災害対策

(緊急時等における対応方法)

第15条 従事者等は、事業実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時の手当を行い、速やかに適切な処置を行うと共に、管理者に報告し身元引受人に報告するものとする。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続)

第16条 従事者等は、身体拘束廃止に関する指針に基づき、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止するものとします。

- 2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、利用者及び家族への説明同意を得て行うものとする。
- 3 身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力をするものとする。

(非常災害対策)

第17条 管理者は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する防災計画を作成し、防災計画に基づき、避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

第8章 苦情を処理するために講ずる措置

(苦情処理)

第18条 提供した事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

- 2 自ら提供した事業に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書等の提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。また、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力するものとする。自ら提供した事業に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

第9章 その他運営に関する重要事項

(その他運営についての留意事項)

第19条 当事業所を利用する利用者及び身元引受人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

- 一 利用者は、当事業所内において品位の保持に努め、第三者に損害を及ぼす行為をしないこと。
- 二 身元引受人は、当事業所において利用者の容態が急変し、その旨の知らせを受けた場合は至急来所すること。
- 三 利用者又は身元引受人は、予定日に利用できない場合は速やかに事業所に連絡をすること。
- 四 その他必要な事項は、事業所と契約者が協議し別に定めるものとする。

(勤務体制の確保)

第20条 事業所は、利用者に対して適切な事業を提供できるよう従事者の勤務体制を整備するものとする。

2 従業者等の資質向上を図るため、研修等の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

第21条 直接処遇職員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行うものとする。

2 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に務めるものとする。

(掲示)

第22条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

2 前項の重要事項について、ホームページ等に掲載する等、周知に努めるものとする。

(秘密保持)

第23条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意

を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第24条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して事業所によるサービスを利用させるこの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしないものとする。

(事故発生時の対応)

第25条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第26条 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第27条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備するとともに、当該記録を整備した日から5年間保存するものとする。

- 一 介護予防短期入所生活介護計画
- 二 サービスを提供した具体的な内容等の記録
- 三 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 市町村への通知に係る記録
- 五 苦情の内容等の記録
- 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他)

第28条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人養寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成19年 2月1日から施行する。

この規程は、平成20年 2月1日から施行する。

この規程は、平成20年 8月1日から施行する。

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年 5月1日から施行する。

この規程は、平成22年 6月1日から施行する。

この規程は、平成22年 8月1日から施行する。

この規定は、平成22年11月1日から施行する。

この規定は、平成23年 3月1日から施行する。

この規定は、平成23年12月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 6月1日から施行する。

この規程は、平成24年 8月1日から施行する。

この規程は、平成25年 6月1日から施行する。

この規程は、平成25年 9月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。